

給与所得の源泉徴収票の「年分+1」
(平成20年分なら20+1=21で平成21年度分となる)

(記載例)

平成 2 1 年度分

市町村民税
道府県民税

住宅借入金等特別税額控除申告書

第五十五号の三様式(附則第二条の六関係)

(年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受け、所得税の確定申告書を提出しない納税者用)

給与所得の源泉徴収票の「年分+1」, 上記の年度と同一

高知 市町村長殿	現住所	高知市 町 丁目 -	整理番号
	平成 21 年 1月1日現在の住所	同上	電話番号
提出年月日 平成	住宅借入金等特別 控除の対象となる 物件の所在地	同上	088 -XXX -XXXX
21年 2月 18日	フリガナ	コウチ タロウ	生年月日
	氏名	高知 太郎 (印)	明・大 昭・平 40・2・1

地方税法附則第5条の4第1項及び第6項の規定の適用を受けたいので、同条第3項及び第8項の規定に基づき申告します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項【平成11年から平成18年の間に居住の用に供したものに限り】

居住開始年月日(注1)	新築又は購入 平成 18 年 7 月 10 日
	増改築等 平成 年 月 日

源泉徴収票摘要欄に記載されている居住開始年月日を転記

源泉徴収票摘要欄の住宅借入金等特別控除可能額に記載されている金額を転記

2 市町村民税・道府県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算

(単位:円)

前年分の所得税の住宅借入金等特別控除可能額(平成19年以降の居住年に係る額を除く)	132,200
前年分の給与所得控除後の給与等の金額	3,469,600
前年分の所得税控除の額の合計	2,270,000
前年分の所得税の課税総所得金額(注2)	1,199,000
に 対 す る 所 得 税 額 相 当 額	119,900
前年分の所得税額(税額控除前)	59,950
と の い ず れ か 少 な い 方 の 金 額	119,900
市町村民税・道府県民税の住宅借入金等特別税額控除見込額	59,950
市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額(x 3/5)	35,970
道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額(x 2/5)	23,980

源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」を転記

源泉徴収票の「所得控除の額の合計額」を転記

「平成19年12月31日現在、千円未満の端数を切捨て、マイナスの場合は0

記載要領の「税源移譲前税額表(平成18年分以前)にあてはめて、
1,199,000 × 0.1 = 119,900

記載要領の「税源移譲後税額表(平成19年分以降)にあてはめて、
1,199,000 × 0.05 = 59,950

132,200 > 119,900 なので、少ない方の金額を記載

注意 この申告書の記載に当たっては、別に配付される各年度分のこの申告書の提出には、「給与所得の源泉徴収票」の原本

の金額を、6月に平成21年度の市県民税(住民税)額を決定する際、税額控除として所得割から差し引きます。(・は、のうち市県民税と県民税の内訳です。)

平成 20 年分 給与所得の源泉徴収票		(受給者番号)
支払を受ける者	高知市 町 丁目 -	氏名 高知 太郎
住所又は居所	高知市 町 丁目 -	フリガナ コウチ タロウ
種別	給与・賞与	5,012,500
支払金額	3,469,600	2,270,000
給与所得控除後の金額	2,270,000	0
所得控除の額の合計額	2,270,000	0
源泉徴収税額	0	0
控除対象配偶者の有無	1	1
配偶者特別控除の額	500,000	599,500
(摘要)住宅借入金等特別控除可能額	132,200	国民年金保険料等の金額
居住開始	H18. 7. 10	配偶者の合計所得
支給者	株式会社	個人年金保険料の金額
住所(居所)又は所在地	高知市本町5丁目 -	国民健康保険料の金額
氏名又は名称	株式会社	受給者生年月日 40 2 1
	(電話) 088 - x x x - x x x x	

申告書は3枚複写になっています。

申告書(源泉徴収票を添付)は郵送で提出できますが、その際は3枚目の「本人控」はご本人様がお持ちになり、1枚目「市区町村提出用」と2枚目「税務署確認用」と源泉徴収票の原本を郵送してください。【提出先: 〒780-8571 高知市本町5丁目1-45 高知市役所市民税課】